

第12回 農業委員会総会議事録

平成27年6月19日開会

中標津町農業委員会

平成27年6月19日、第12回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- 1番 和 泉 光 広
- 2番 後藤田 宏 幸
- 3番 高 橋 正 一
- 4番 赤波江 信 二
- 5番 佐 野 弥奈美
- 6番 國 光 達 男
- 7番 小 林 亨
- 8番 飯 島 浩
- 9番 中 村 正 生
- 10番 笠 原 康 博
- 11番 氏 家 康 夫
- 12番 杉 本 公 也
- 13番 本 田 信 幸
- 14番 本 田 芳 明
- 16番 金 刺 健四郎
- 17番 安 田 稔
- 18番 戸 田 重 勝

本日欠席した委員

- 15番 纒 坂 尚 久

附議した案件

- イ) 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ロ) 議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ハ) 議案第59号 現況証明願いについて
- ニ) 議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- ホ) 議案第61号 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について
- ヘ) 議案第62号 農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について
- ト) 報告第31号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- チ) 報告第32号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

本日出席した職員

事務局 長	奥山 正行
庶務係 長	桐島 秀一
農地係 長	佐久間 照雄
係	本田 文子

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。
ただ今の出席委員は17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第12回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
7番、小林 亨 委員。
9番、中村 正生 委員。
以上、2名を指名致します。

日程2、会務報告を事務局長から報告致します。
事務局長。

事務局長 5月25日の総会以降につきまして会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。

5月27日に計根別農協の通常総会が開催され、平成27年度事業計画などが審議されております。会長が出席しております。

次に、5月28日に北海道農業会議主催によります、北海道選出国會議員要請集会在星陵会館で9時15分から開催され、全道から総勢180名が参加し、「農業委員会組織・制度見直しの具体化に向けた提案」「TPP協定交渉及びFTA/EPAに関する要請」「平成28年度農業政策・予算に関する要望」を国會議員16名及び議員秘書のご出席を頂き、与党・野党別に行っております。

同日午後12時30分からは東京日比谷公会堂を会場として全国農業委員会会長大会が開催され、全国から市町村の農業委員会会長、都道府県農業会議役職員などが参加で行われております。会長、事務局長が出席しております。

大会は、主催者あいさつの後、来賓として林農林水産大臣、江藤衆議院農林水産委員長、山田参議院農林水産委員長よりあいさつがありました。

前年度同会長大会以降の経過並びに情勢についての報告があり、引き続き、議事に入りました。提案・要請決議として、第1号議案 新たな農業委員会制度の確立に関する要請決議、第2号議案 新たな「基本計画」を実現する農政の確立に向けた政策提案決議、第3号議案 TPP交渉において国会決議の遵守を求める要請決議、第4号議案「農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の推進に関する申し合わせ決議、第5号議案 「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議、第6号議案 平成27年度全国農業委員会会長大会実行運動計画が提案され審議しのおの原案のとおり決定されたところであります。

また、同日に、根室地方農業委員会連合会で地元選出国會議員2名に対し、衆議院議員会館において代議士と面談し独自の要請を行っております。

次に、中標津町議会定例会が6月8日から20日まで開催され、一般行政報告、教育行政報告、一般質問に引き続き、請負い契約の締結、補正予算、条例の一部改正等が審議され可決決定しております。8日と12日に会長が出席しております。

6月10日、中標津町農協通常総会が開催され平成27年度事業計画などが決定されております。会長が出席しております。

6月15日、中標津町、両農協、農業委員会で組織します、中標津町農業後継者対策協議会の総会を役場302号会議室で開催しております。

平成26年度事業報告、平成27年度事業計画等が審議され決定されました。

27年度計画では、夏季、冬季交流会の開催や「北海道農業青年と関西女性との交流推進協議会」が主催します11月の交流会参加の取り組みや標津町との連携などを協議しております。

最後に中標津町農業者年金協議会代議員総会を役場301号会議室で6月17日に開催しております。

昨年度の農業者年金の加入促進実績、事業報告、収支報告、及び平成27年度の研修会等の事業計画を協議し決定しております。

以上会務報告といたします。

議 長 以上で、会務報告を終わります。

日程3、報告第32号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第32号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の66ページをお開きください。

1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。

2、解約する土地、〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積60,408㎡の内47,000㎡、利用状況、畑ほか1筆。合計、畑、82,044㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成26年7月28日から平成30年10月23日まで。合意解約成立の日、平成27年6月18日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第57号(3)、及び議案第60号(3)に関連するもので、現在、農業生産法人へ使用貸借中の農地の一部について、近隣農家へ賃貸借するため、期間内解約するものです。以上報告いたします。

議 長 以上で報告を終わります。

日程4、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。3ページをお開きください。

1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積13,072㎡、利用状況、畑ほか4筆。畑42,326㎡、採草放牧地20,775㎡、合計63,101㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に再度使用貸借する。借主、再度使用貸借を受けて農業経営を継続する。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間、平成27年6月19日から平成37年6月18日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。作付作物、馬鈴薯ほか。7、見取図は別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇〇〇氏の経営移譲に伴う使用貸借が、期間満了したため再設定するものです。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

(2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國光委員。

國光委員 議案第57号(2)について説明いたします。5ページをお開きください。

1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積7,224㎡、利用状況、牧草畑ほか28筆。畑704,756㎡、採草放牧地9,674㎡、合計714,430㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営移譲を受けて農業経営を継承する。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間、平成27年7月1日から平成37年6月30日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、畑、〇〇〇〇㎡、採草放牧地、〇〇〇〇㎡。計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては7ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇〇〇氏が後継者である〇〇氏に経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成25年11月5日、第2地区推進班により〇〇氏宅において経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第57号(3)について説明いたします。8ページをお開きください。

1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積93,489㎡の内70,489㎡、利用状況、畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農業生産法人に使用貸借するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間、平成27年6月19日から平成30年10月23日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。作付作物、馬鈴薯ほか。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇氏が使用貸借していた農地について、合意解約により返還されたため、一部を近隣農家に賃貸借し、残りを自ら経営する農業生産法人

に使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程5、報告第31号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。(1)について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 報告第31号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1)について説明いたします。63ページをお開きください。
1、届出人の住所、氏名。標津町〇〇〇〇番〇〇〇〇号、〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇 〇〇〇〇。2、許可年月日、許可番号、平成26年6月25日付、中農委5第3号。3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇番〇〇。
4、転用目的、砂利採取。5、事業計画の期間、平成26年6月26日から平成27年6月25日。6、事業完了年月日、平成27年6月9日。7、完了検査年月日につきましては、平成27年6月16日、第1地区推進班において現地確認をしまして、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。
以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 報告第31号(2)について説明いたします。64ページをお開きください。

1、届出人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇 〇〇〇〇。2、許可年月日、許可番号、平成26年6月25日付、中農委5第4号。3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、土砂採取。5、事業計画の期間、平成26年7月1日から平成27年6月30日。6、事業完了年月日、平成27年6月10日。7、完了検査年月日につきましては、平成27年6月12日、第3地区推進班において現地確認をしまして、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程6、議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました、議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。11ページをお開きください。
1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。借主、標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇 〇〇〇〇。2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、畑、現況、畑、面積、4,919 m²の内 961 m²ほか1筆。合計、畑、11,220 m²。3、許可を受けようとする事由、砂利・黒墨採取のため。4、転用の期間、平成27年7月25日から平成28年7月24日まで。5、権利の種類、使用貸借権。6、採取量、砂利4,748 m³、黒墨4,214 m³。7、最大切深7.2m。8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。
この案件につきましては、砂利・黒墨採取のため申請があったものであります。申請地につきましては、平成26年の採取地に隣接した農地であり、今回の申請面積については11,220 m²となっております。
平成27年6月16日、第1地区推進班による現地調査の結果土木工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後においては平坦な一団の農地として利用可能になることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり、北海道農業会議へ諮問することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、諮問致します。

日程7、議案第59号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました、議案第59号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。14ページをお開きください。

1、申請人の住所、氏名。標津町〇〇〇〇番〇〇〇〇、〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示、〇〇〇〇番、公簿、原野、面積4,592㎡の内1,344㎡。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野。3、申請の理由、砂利採取法に基づく砂利採取計画認可申請のため。見取図は別紙のとおりです。この案件につきましては、砂利・黒墨採取地の湧水施設、保安区域、搬出路の現況を確認するため、申請があったものです。当該地につきましては、公簿が原野の号線敷地であり、採取地の取り付け道路、湧水施設に使用されている状況です。

平成27年6月16日に第1地区推進班で現地確認したところ、現況から判断して農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第59号(2)について説明いたします。16ページをお開きください。

1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積56㎡ほか1筆。合計1,147㎡。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、宅地。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は別紙のとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。〇〇氏の経営委譲に伴い、所有農地を精査したところ、農地以外として利用されている部分があったため、分筆し地目変更登記を行うため申請があったものです。第2地区推進班で経営委譲説明会を実施した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 議案第60号(3)について説明いたします。18ページをお開きください。

1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積1,342㎡ほか1筆。合計19,069㎡。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、農業用施設用地。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取り図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

〇〇氏の離農に伴い、農地保有合理化事業を利用するにあたり、全ての農地を選定し、農地以外の部分を精査するものであり、住宅周りの農地の内、公簿が畑で農業用施設等、農地以外に利用している部分を分筆し地目変更するものです。

第4地区推進班で土地評価時に現地を確認した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程8、議案第60号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

なお、本案件につきましては、(1)と、(2)と、(3)から(14)の三回に分けて審議を致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第60号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について説明いたします。

21ページをお開きください。1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標

津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況畑、面積73,908㎡の内18,000㎡、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年7月1日から平成28年6月30日まで。6、価格。年72,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。
…………… (〇〇委員退席後) ……………

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第60号(2)について説明いたします。23ページをお開きください。
1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積31,994㎡ほか1筆。合計49,603㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所属する農業生産法人の農業用施設建設に伴い、使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け育成センターを建設するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成27年6月22日から永年。6、価格。無償。7、借主の経営状況。構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。経営形態、TMRセンター。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。
この案件につきましては、使用貸借により、株式会社〇〇〇〇が、育成センター施設を建設するものであります。平成26年7月17日、会長、会長代理、農地委員

会と第3地区推進班において現地調査、協議した結果、開発事業計画により、開発して農業用施設用地とすることが適当な土地であると判断いたしました。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
……………(〇〇委員着席後)……………

〇〇委員に申し上げます。

本案は原案のとおり、可決されました。

議案第60号(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第60号(3)について説明いたします。25ページをお開きください。

1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積60,408㎡の内47,000㎡ほか1筆。合計60,000㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、使用貸借を合意解約した農地を近隣農家に賃貸するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年6月22日から30年6月21日。6、価格。年240,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜。牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏が経営する農業生産法人が、使用貸借を合意解約した農地について、地区内で再調整し借主を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。なければ質疑を打ち切ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 (4)(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 議案第60号(4)について説明いたします。27ページをお開きください。

1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積32,141㎡の内30,000㎡ほか5筆。合計119,720㎡。利用状況、畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、規模縮小に伴い、賃貸借を設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年7月1日から29年6月30日。6、価格。年393,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜。牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は29ページのとおりです。

なお(5)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。28ページをお開きください。

1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積49,206㎡の内46,000㎡。利用状況、畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、規模縮小に伴い、賃貸借を設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年7月1日から29年6月30日。6、価格。年138,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜。牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は29ページのとおりです。この案件につきましては、〇〇氏より所有農地の一部を賃貸したい旨の申し出があり、平成27年5月13日あっせん会議を開催し借主を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(6)から(9)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 赤波江委員。

赤波江委員 議案第60号(6)から(9)について説明いたします。30ページをお開きください。1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積80,905㎡、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業に

より借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、5,825,000円。6、資金調達方法、農業経営基盤強化資金5,800,000円、自己資金25,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

なお、(7)から(9)につきましても、譲渡人が同一のため、氏名等省略して一括説明いたします。32ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積17,967㎡ほか1筆。合計102,490㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、7,301,000円。6、資金調達方法、農業経営基盤強化資金7,300,000円、自己資金1,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

34ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積130,485㎡ほか3筆。合計183,477㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、12,314,000円。6、資金調達方法、農業経営基盤強化資金12,300,000円、自己資金14,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

36ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積46,470㎡ほか2筆。合計143,959㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、10,299,000円。6、資金調達方法、農業経営基盤強化資金10,290,000円、自己資金9,000円。7、譲受人の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この4件の案件につきましては、平成22年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主

に売り渡すものです。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6)から(9)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(10)(11)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 議案第60号(10)から(11)について説明いたします。なお、譲渡人が同一のため、氏名等省略して一括説明いたします。38ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積14,998㎡ほか17筆。合計289,200㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、16,314,000円。6、資金調達方法、農業経営基盤強化資金16,300,000円、自己資金14,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は40ページのとおりです。41ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積47,851㎡ほか4筆。合計77,822㎡。利用状況、畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、5,911,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、経営形態、馬鈴薯栽培。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この2件の案件につきましては、平成22年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入れた農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(10)(11)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(12)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 議案第60号(12)について説明いたします。43ページをお開きください。

1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。譲受人、中標津町○○○○番地、○○○○、○○歳、農業。2、土地の表示。○○○○番○○、公簿畑、現況畑、面積30,202㎡ほか28筆。畑568,681㎡、採草放牧地5,625㎡、施設用地8,682.18㎡、合計582,988.18㎡。利用状況、牧草畑ほか。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、40,288,000円。6、資金調達方法、農業経営基盤強化資金40,200,000円、自己資金88,000円。7、譲受人の経営状況、家族○○人、農従者○○人、経営地、計○○○○㎡、家畜、牛○○○頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は45ページのとおりです。

この案件につきましては、平成23年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているともものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(12)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(13)(14)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第60号(13)から(14)について説明いたします。46ページをお開きください。1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町○○○○番地、○○○○、○○歳、無職。譲受人、中標津町○○○○番地○○、○○○○、○○歳、農業。2、土地の表示。○○○○番、公簿畑、現況畑、面積49,892㎡ほか2筆。合計、畑105,396㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、離農のため。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、7,903,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族○○人、農従者○○人、経営地、計○○○○、家畜、牛○○○頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

9、見取図は別紙のとおりです。

なお（14）につきましても譲渡人が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。48ページをお開きください。

1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、株式会社〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積239,213㎡ほか2筆。合計、畑317,345㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、離農のため。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、20,708,000円。6、資金調達方法、農協ローン。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、所有地を譲渡したい旨の申し出があり、平成27年4月17日にあっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

議長 説明が終わりましたので、（13）（14）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第60号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の（3）から（14）について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（全委員） 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程9、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」を上程致します。（1）について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり） 笠原委員。

笠原委員 上程になりました、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」（1）について説明いたします。51ページをお開きください。1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。標津郡中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、申出を受けた年月日。平成26年9月16日。
3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成27年5月18日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意

見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、52・53ページのとおりでありまして、合計23筆、636,213㎡です。この案件につきましては〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 議案第61号(2)(3)について説明いたします。54ページをお開きください。

(2) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。標津郡中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、申出を受けた年月日。平成26年10月15日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成27年5月28日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、55、56ページのとおりでありまして、合計30筆、472,959㎡です。57ページをお開きください。

(3) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。標津郡中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、申出を受けた年月日。平成26年10月15日。

3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成27年6月10日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。今回所有権移転のあっせん申出があっ

た農用地については、58ページのとおりでありまして、合計13筆、414,908㎡です。この案件につきましては、〇〇氏及び〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、要請致します。
日程10、議案第62号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました議案第62号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。60ページをお開きください。平成26年度分といたしまして、株式会社〇〇〇〇。平成27年度分といたしまして、〇〇〇〇有限会社、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、以上6件の提出がありました。
平成27年6月8日以降受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農業生産法人の要件を全て満たしているものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。
以上で、本総会に提出されました議案の審議はすべて終了致しました。

これもちまして、第12回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時25分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年6月19日

会 長 安 田 稔 _____

7 番 小 林 亨 _____

9 番 中 村 正 生 _____